

1 振動工具の取扱い業務

「チェーンソー取扱い作業指針」及び「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」に基づき、次の工具を取り扱う業務が対象となります。

1 チェーンソー

2 ピストンによる打撃機構を有する工具

- ①さく岩機、②チッピングハンマー、③リベッティングハンマー、④コーリングハンマー、⑤ハンドハンマー、⑥ベビーハンマー、⑦コンクリートブレーカー、⑧スケーリングハンマー、⑨サンドランマー、⑩ピックハンマー、⑪多針タガネ、⑫オートレン、⑬電動ハンマー

3 内燃機関を内蔵する工具（可搬式のもの）

- ①エンジンカッター、②ブッシュクリーナー

4 携帯用皮はぎ機等の回転工具（6を除く。）

- ①携帯用皮はぎ機、②サンダー、③バイブルーションドリル

5 携帯用タイタンバー等の振動体内蔵工具

- ①携帯用タイタンバー、②コンクリートバイブルーター

6 携帯用研削盤、スイング研削盤その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤（使用する研削といしの直径が150mmを超えるもの）

7 卓上用研削盤又は床上用研削盤（使用するといしの直径が150mmを超えるもの）

8 締付工具

- ①インパクトレンチ

9 往復動工具

- ①バイブルーションシャー、②ジグソー

2 周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値

使用する振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を振動工具の表示、取扱説明書、製造者等のホームページ等により把握してください。

$$\text{周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値} : a = \sqrt{a_x^2 + a_y^2 + a_z^2}$$

(注) a_x 、 a_y 、 a_z は、三方向(3軸)の周波数補正振動加速度実効値